

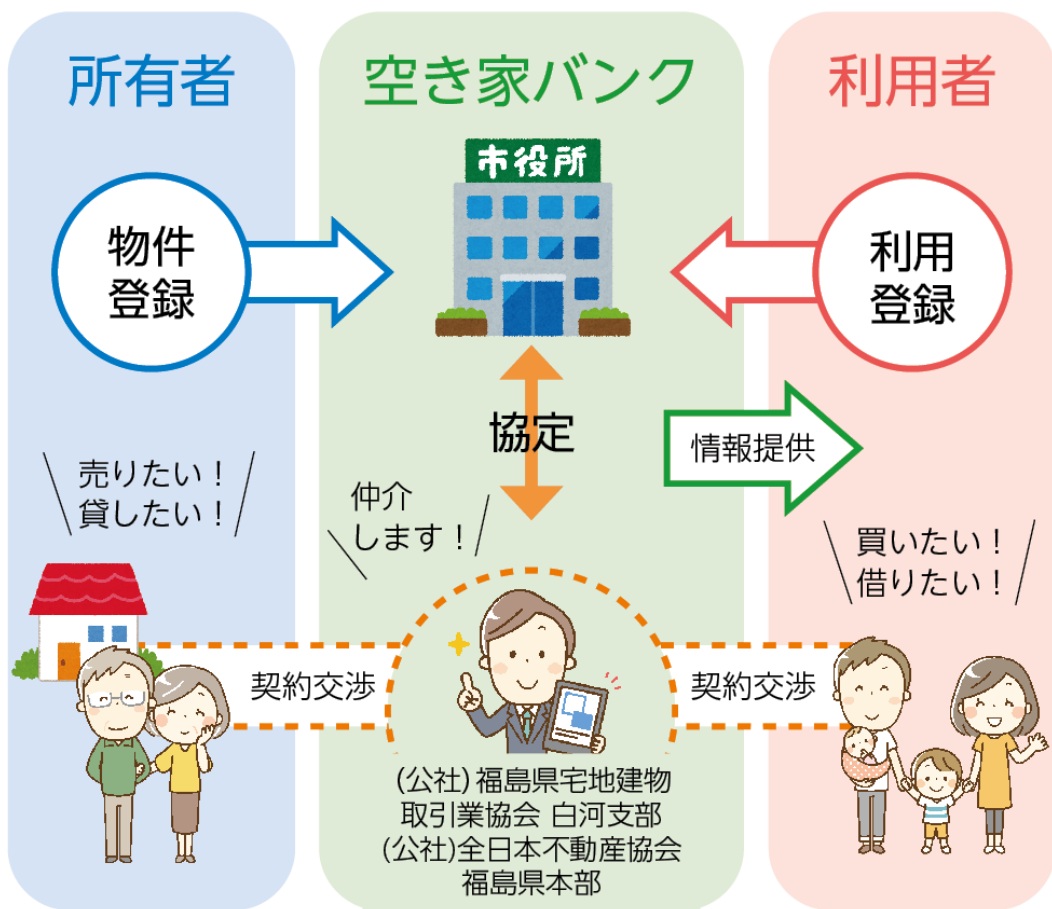


## 空家バンクの仕組み

◎空家バンクは、空き家を売りたい・貸したいと考えている所有者と買いたい・借りたいと考えている利用者をマッチングして空き家の流通を図る制度です。



空家バンク  
物件情報



## 空家バンクに登録できる物件

◎白河市内の一戸建て住宅又は併用住宅で、居住がなされず、又は近く居住がなされなくなる予定のもの及びその敷地

## 空家バンクの申込・交渉・契約方法

- 1 所定の申請書類に必要事項を記入した上で、まちづくり推進課空き家対策係までご提出ください。なお、申請書類については窓口にて配布するほか、市ホームページからもダウンロードできます。
- 2 物件の売買・賃貸に関する交渉や仲介は、福島県宅地建物取引業協会白河支部または全日本不動産協会福島県本部の会員である宅建業者が行います。市は交渉や契約に関与しませんので、ご了承ください。※売買・賃貸借契約が締結された際は、法律で定められた仲介手数料が必要となります。



## 空き家に関する支援制度（概略）

### ◎空家改修等支援事業

**空家バンクに登録された**空き家の改修費及び家財処分費について、予算の範囲内で補助します。

#### ○補助対象者

◎空家バンクに登録された空き家の購入者又は賃借者で、当該空き家に5年以上定住される方

#### ○補助率等

	補助率	上限額
改修費	1/2	150万円
家財処分費	定額	5万円

#### ○申請方法（着手前提出）

◎**改修工事着手前**に以下の書類をまちづくり推進課へ提出ください。

- ①改修又は家財処分に係る見積書の写し
- ②改修又は家財処分に係る施工前の写真
- ③改修部位を明記した平面図

※着手前提出後の申請にあたっては、別途手続きが必要となります。

### ◎空家解体費補助金

空き家（一戸建ての専用住宅及び併用住宅）の解体費について、予算の範囲内で補助します。

#### ○補助対象となる空き家

◎以下のいずれにも該当する空き家

- ・5年以上使用されていないもの
- ・昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築されたもの
- ・公共事業の補償対象でないもの
- ・所有権以外の権利が設定されていないもの

#### ○補助対象者

- ①所有者（未登記物件の場合は固定資産課税台帳に登録されている方）
- ②相続人
- ③上記①又は②から当該空き家の解体について同意を得た方

#### ○補助率等

	補助率	上限額
解体費	1/3	20万円

※市内に本社、本店又は事業所を有している事業者が施工することが条件となります。

#### ○申請について

◎**改修工事着手前**にまちづくり推進課への申請が必要となります。

★制度の詳細については、まちづくり推進課へお問い合わせください。

問い合わせ先 白河市 まちづくり推進課 空き家対策係（すまいの支援相談窓口）

TEL : 0248-22-1111（内線 2238） MAIL : machi@city.shirakawa.fukushima.jp